

消費税率の引き上げに伴う報酬告示・ガイドラインの改正について

「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額」（昭和45年建設省告示第1552号。以下「報酬告示」という。）及び「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」（平成13年国土交通省総動発第3号。以下「ガイドライン」という。）において消費税率を引用している以下の規定について、消費税率の変更にあわせて所要の改正を行う。（二重下線が改正後の規定）

○報酬告示の改正内容

【第二】	
二百万円以下の金額	<u>百分の五・二五</u> → <u>百分の五・四</u>
二百万円を超え四百万円以下の金額	<u>百分の四・二</u> → <u>百分の四・三二</u>
四百万円を超える金額	<u>百分の三・一五</u> → <u>百分の三・二四</u>
【第四】	
借賃の一月分の <u>一・〇五倍</u> に相当する額	→ <u>一・〇八倍</u>
借賃の一月分の <u>〇・五二五倍</u> に相当する額	→ <u>〇・五四倍</u>
【第五】	
借賃の一月分の <u>一・〇五倍</u> に相当する額	→ <u>一・〇八倍</u> ※2箇所あり
【第七】	
算出した額に <u>百五分の百</u> を乗じて得た額	→ <u>百八分の百</u>

○ガイドラインの改正内容

【第46条第1項関係】	
1 告示の運用について	
(2) 告示第三関係①	
二百万円以下の金額	<u>百分の一〇・五</u> → <u>百分の一〇・八</u>
二百万円を超え四百万円以下の金額	<u>百分の八・四</u> → <u>百分の八・六四</u>
四百万円を超える金額	<u>百分の六・三</u> → <u>百分の六・四八</u>
(3) 告示第四関係⑤	
借賃の一月分の <u>〇・五二五倍</u> に相当する金額	→ <u>〇・五四倍</u>
借賃の一月分の <u>一・〇五倍</u> に相当する金額	→ <u>一・〇八倍</u>
(4) 告示第五関係	
借賃の一月分の <u>一・〇五倍</u> に相当する額	→ <u>一・〇八倍</u>
5 消費税額の免税事業者の仕入れにかかる消費税の円滑かつ適正な転嫁について	
(消費税額相当額)に <u>一〇五分の一〇〇</u> を乗じて得た額	→ <u>一〇八分の一〇〇</u>
税抜金額の <u>〇・〇二五倍</u> を限度とする	→ <u>〇・〇四倍</u>

○今後のスケジュール

平成26年4月1日 報酬告示・ガイドライン 施行

※報酬告示については、消費税率の経過措置の適用を受ける代理・媒介が想定されるため、所要の経過措置を設けることとする。